

(添付書類二)

添付書類二 事業計画書を以下のとおり補正する。

ページ	行	補 正 前	補 正 後
—	—	添付書類二を右記のとおり変更する。	別紙-1のとおり変更する。

別添 2

添 付 書 類 二

事 業 計 画 書

目 次

- イ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の予定時期
- ロ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における使用済燃料の種類別の予定再処理数量及び取得計画
- ハ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における製品の種類別の予定生産量
- ニ. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画
- ホ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

イ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の予定時期

再処理設備本体等 令和3年度上期

使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設 令和3年度上期

ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設との取合いに係る設備
令和4年度上期

第1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟 しゅん工後3年以内

改正火災防護基準（原規技発第19021310号）に基づき多様化する

火災感知器設備

改正火災防護基準の施行日から5年後の定期検査終了時まで

ロ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む
 毎事業年度における使用済燃料の種類別の予定再処理数量及び取得計画

(イ) 予定再処理数量

(注1)

(単位：t・U_{PR})

種類 \ 年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
(注2) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	48	192	288	640	800	800	800	800	800	800	800
(注3) 発電用PWR使用済 ウラン燃料	32	128	192								

(ロ) 取得計画

(注1)

(単位：t・U_{PR})

種類 \ 年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
(注2) 発電用BWR使用済 ウラン燃料	4	48	192	480	800	800	800	800	800	800	800
(注3) 発電用PWR使用済 ウラン燃料	6	32	128								

(注1) t・U_{PR}は、照射前金属ウラン質量換算である。

(注2) BWRは、軽水減速，軽水冷却，沸騰水型原子炉である。

(注3) PWRは、軽水減速，軽水冷却，加圧水型原子炉である。

(注4) (イ)，(ロ)の数値は当社の想定であり、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条第1項に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画に基づき再処理を行う。

ハ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における製品の種類別の予定生産量

(イ) 製品の種類

ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物（ウランとプルトニウムの質量混合比は1対1）

なお、上記製品中の原子核分裂生成物の含有率は、下記 a. に示す核種の総計で下記 b. に示す値以下とする。

a. 核 種

ジルコニウム-95

ニオブ-95

ルテニウム-103

ルテニウム-106

セシウム-137

セリウム-144

b. 含有率

金属ウラン1g当たり上記a.の核種の総計で 1.85×10^4 Bq以下。

金属プルトニウム1g当たり上記a.の核種の総計で 4.44×10^5 Bq以下。

(ロ) 予定生産量

種類	年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	ウラン酸化物 (注1) (t・U)		73	293	439	586	732	732	732	732	732	732
ウラン・プルトニウム 混合酸化物 (注2) (t・(U+Pu))		1	6	9	11	14	14	14	14	14	14	14

(注1) t・Uは金属ウラン質量換算である。

(注2) t・(U+Pu)は、金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算である。

(注3) ④の数値は当社の想定である。

二. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画

(イ) 工事に要する資金の額

	金額 (億円)
新規制基準	7,043

(ロ) 工事に要する資金の調達計画

(単位:億円)

年度		平成		令和			合計
		～29	30	1	2	3	
調 達 計 画	工 事 資 金						
	自己資金						
	借入金等						
	合 計						
備 考		借入金等の調達は、使用済燃料再処理機構からの料金の前受金、政策投資銀行資金並びに一般借入金による。					

当社が行う再処理事業は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構が行う業務の一部が委託されたもの。使用済燃料再処理役務委託契約に基づき、使用済燃料再処理機構より、 基本料金及び従量料金が支払われる。

二. (ロ)に記載の工事に要する資金は、使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金の前受金と金融機関からの借入金により調達を行うとともに、借入金については使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金（注）により返済を行う。

(注) 再処理の事業の開始の日以降に、 使用済燃料再処理機構から当社に対して支払われるもの。

ホ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

(イ) 資金計画

(単位:億円)

年度 摘要		令和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13											
		3																					
需 要	工事資金																						
	債務償還																						
	計																						
調 達	資本金																						
	減価償却費等																						
	借入金等																						
	計																						
繰越金の累計																							
備 考													工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。										

(ロ) 事業の収支見積り

(単位:億円)

年度 摘要		令和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13											
		3																					
収 益																							
総 費 用	製造原価																						
	一般管理費																						
	支払利息等																						
	計																						
損 益																							
損益の累計																							
備 考																							

ホ. (イ)に記載の工事に要する資金は、金融機関からの借入金により調達を行うとともに、借入金については使用済燃料再処理役務委託契約に基づき使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金により返済を行う。
